

何故？ アマチュア無線家9条の会が JARL ハムフェアから排除

6月18日にJARLハムフェア実行委員会はアマチュア無線家9条の会に対して「出展を不可」と通告してきました。

理由としてはJARLが昨年提示した条件「憲法について賛成、反対、守る等の表現や主張をするなどの政治活動を伴わないこと」及び「政治活動と誤解されないようにするため団体名及び出展内容の見直し」について、今年の出展申請を審査した結果、団体名も出展内容も前回と同様だった為としています。

アマチュア無線家9条の会は9条アワード紹介やジャンク販売など、毎年楽しい企画でアマチュア無線家として情報交換・相互の友好を深めてきました。

2005～2006年 アマチュア無線家9条の会ハムフェア・アイボールミーティング

2007年8月 東京ビッグサイトで憲法定制60周年記念講演 (JA1AA, JH1FCZ)

2008～2010年 ハムフェア・アマチュア無線家9条の会出展 (純粋展示)

2011～2014年 ハムフェア・アマチュア無線家9条の会出展 (ジャンク販売)

「電波法守れ」は良いが「憲法守れ」はダメ？

第二次世界大戦中はアマチュア無線は勿論、海外放送受信も禁止されました。戦後に活動を再開したJARLを中心とした先人が日米両政府を相手に膨大な交渉・努力をした結果、アマチュア無線が再び許可されたのです。戦後70年経った今、「平和でこそアマチュア無線が楽しめる」意味を考えてみませんか？

(裏面にJARLに対する内容証明文書を掲載しました)



ハムフェア売上金を義援金に

2011年のハムフェアではジャンク販売の売上金102,450円全額を東日本大震災の義援金としました。

JARL定款には連盟の目的として「災害の防止と被災者の支援」という項目が明記されています。

昨年の2014ハムフェアでもジャンク販売や9条アワードの紹介、アイボールミーティング等、アマチュア無線の祭典にふさわしい展示内容となっています。

(写真は2015年関西アマチュア無線フェスティバル)



チャレンジしませんか 9条アワード

アマチュア無線家9条の会ではアワードを
発行しています。
2015.8.5 現在の発行数は **153** です。

9条アワード 規約

(1) 2005年6月4日以降に交信して取得したQSLカードのコールサインの_SUFFIXのテールレターで「KENPOU9JYOU」とつづる。

「9」はアマチュア無線家9条の会会員のカード(コールサインを問わない)を充てる。OとUは各1枚で足りる。(全部で9枚のカード)

(2) 「アマチュア無線家9条の会」の文字または同会のロゴが記入・印刷または押印、あるいはステッカーが添付してあるカードを「会員のカード」とする。

(3) 同一バンド、同一モード及びSWLは特記。

(4) 発行開始は2006年5月3日とする。(申請書到着日が同じ場合の発行番号は抽選により決定する)

(5) JARLアワードに準ずる様式に、交信(受信)日時、コールサイン、バンド、モードを記載して申請する。自己申告としGCRは不要とする。(アワード送付先住所・氏名・連絡用電話番号またはEmail記入のこと)

(6) 申請料として、500円の郵便小為替を同封する。

(7) 発行者 アマチュア無線家9条の会
(代表 JA1AA 庄野 久男)

(8) 9条アワード申請先・問合せ先

〒193-0941 東京都八王子市狭間町 1782-1

シャルムベルシー 111

齋藤洋夫(サイトウノリオ) ja7wt@jarl.com

JARLへの通知文書(概略) アマチュア無線家9条の会

1 通知人は、2008年以来、毎年ハムフェアに出展し、展示やジャンク販売などを行ってきました。

2 2014年6月18日、貴殿は「憲法について、賛成、反対、守る等の表現や主張をするなどの政治的活動を伴わないこと。」を条件に出展を許可し、「団体名及び出展内容の見直し」をするようにとの通知を送付しました。

3 それに対し、通知人が2015年ハムフェアにおいても、「アマチュア無線家9条の会」名義で出展を申請し、「9条アワード」などの展示を行う旨記載したところ、貴殿は、2015年6月18日、上記条件を満たしていないとして2015年の出展を不可とする通知を送付しました。

4 しかしながら、通知人の団体名は、「9条を守るという考えを持った無線家の集まり」以上の意味を有さず、なんら政治的主張や政治活動と結びつくものではありません。出展内容に記載した「9条アワード」についても、政治的な主張とは関係がありません。よって、通知人の申請内容は、一切、「政治活動と誤解され」ることなどはありません。

5 また、仮に通知人の出展が政治的活動に当たるとした場合であっても、出展を拒否した根拠が不明です。すなわち、ハムフェアの開催案内5頁には、「出展内容等が、アマチュア無線フェスティバルの開催趣旨と異なり、政治・宗教活動とみられるもの…は出展をお断りする場合があります」と記載されており、これに基づき出展を拒否したものと思われれます。しかし、そもそも、JARLの定款においても、法人の活動において政治的活動を禁止する規定はなく、一体いかなる根拠に基づき政治的活動を禁止しているのか全く不明です。

そして、「ハムフェアの開催趣旨」がいったいいかなるものであり、政治的活動によってその趣旨がどのように阻害されるのかも明らかになっておりません。

6 むしろ、通知人が主張している「憲法9条を守る」といった主張は、無線が軍事目的に使用されてきた苦い経験を反省し、平和な世の中を作り上げることによって、無線の本来あるべき姿を目指すという意味で、「アマチュア無線の健全なる発達を目指す」という法人の目的(定款1条)にも合致した主張です。

7 にもかかわらず、貴殿は、根拠薄弱な理由によって、通知人の出展の権利を奪い、通知人の表現行為を制約しました。これは、表現の自由といった憲法上の権利の制約に当たる行為であって、通知人として看過するわけにはいきません。

8 つきましては、通知人としては、2015年ハムフェアにおいて、通知人の出展を拒否した具体的な理由を、上記の指摘が明らかになるように、明確に書面で回答するように求めます。